

【アフリカ IP 情報】カーボベルデ共和国が ARIPO に加盟

2022 年 3 月 7 日
ジェトロ・ドバイ事務所

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は 2022 年 2 月 23 日、カーボベルデ共和国が ARIPO の加盟国となったことを発表した。これで ARIPO 加盟国は、22 カ国となる。

カーボベルデ共和国は 2022 年 1 月 7 日、特許、実用新案及び意匠に関するハラレ議定書並びに商標に関するバンジュール議定書への加盟、2022 年 1 月 27 日に伝統的知識及びフォークロアの保護に関するスワコプムント議定書への加盟を承認した。加盟に関する書類が ARIPO 事務局長に寄託された後、加盟国でこれらの保護が可能となる。

具体的には、ARIPO の広域出願を利用してカーボベルデ共和国を指定することで、単一の登録手続によって締約国で特許、実用新案、意匠及び商標を取得できるようになる。他方、伝統的知識及びフォークロアは ARIPO 締約国内の権利を保護するもので、日本など外国を対象としていない。例えば、日本企業が日本の伝統的用語（SAMURAI など）を ARIPO 締約国において保護しようとする場合、商標によって保護することが可能である。

ARIPO 加盟国 22 カ国は、以下のとおり。ボツワナ、カーボベルデ共和国、エスワティニ王国、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト王国、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セーシェル共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。ただし、加盟国ごとに加盟している議定書が異なるため、ARIPO 加盟国の中でも権利取得が可能な国が異なる点に留意が必要。

－ ARIPO のニュースリリースは、以下参照 －

<https://www.aripo.org/cabo-verde-to-become-aripos-22nd-member-state/>

－ ARIPO での知的財産権取得に関する制度詳細は、以下の調査報告書を参照 －

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_201802.pdf

(了)